

～児童手当に関する大切なお知らせ～

# 令和6年10月分（12月支給）から 児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。  
必ず裏面の申請対象者及び手続きをご確認ください。

公務員は所属庁に  
ご確認ください。

## 1. 変更後内容

### ① 支給対象年齢拡大

18歳まで（平成18年4月2日以降生まれ）の児童（以下、「高校生年齢以下児童」と表記）がいる世帯が支給対象となります。

### ② 所得制限撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

### ③ 多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人当たり支給額が一律3万円となります。

### ④ 算定児童の年齢拡充

算定児童が18歳から22歳（平成14年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれ）の児童（以下、「大学生年齢児童」と表記）となります。

※別居の場合は、仕送りをしている等、  
監護相当・生計費の負担をしていることが  
条件となります。

◆算定例

児童年齢	算定	支給金額（円）	児童年齢	算定	支給金額（円）
20歳	第1子		23歳		
16歳	第2子	10,000円	17歳	第1子	10,000円
14歳	第3子	30,000円	14歳	第2子	10,000円

### ⑤ 支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月となります。

## 2. 支給額

児童の年齢	支給金額（1人当たりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

## 3. 申請期限

令和6年9月10日から9月30日まで

なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日までに申請があった場合は、  
支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。

令和7年4月1日以降の申請となる場合は  
申請月の翌月分からの支給となりますので、  
ご注意ください。

【問合せ先】

川南町役場 福祉課 子ども支援係  
0983-27-8007

## 4. 申請対象者（高校生以下年齢のいる世帯）

高校生以下の児童はいますか？

いいえ

今回は対象ではありません。

はい

川南町から児童手当又は特例給付を受給していますか？

はい

大学生年齢（表面④に該当）  
がおり、その子に2人以上の  
弟妹がいますか？

はい

**申請必要**  
(下記Aへ)

いいえ

**申請不要※1**

高校生年齢以下児童  
(表面①に該当)が  
同居していますか？

はい

**申請必要 (Bへ)**

いいえ

**申請必要 (Cへ)**

いいえ

大学生年齢児童（表面④に該  
当）がいますか？

はい

**申請必要 (Dへ)**

いいえ

高校生年齢以下児童  
(表面①に該当)が  
同居していますか？

はい

**申請必要 (Eへ)**

いいえ

※1 高校生年齢がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とし、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

## 5. 児童手当の申請手続き

下記の提出書類を、川南町役場福祉課子ども支援係窓口までご提出ください。

### ～提出書類～

※ 書類につきましては、ホームページ又は窓口に準備しています。

A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

B

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要）

C

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書（支給対象児童のうち住民票が川南町にない児童分について記入）
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要）

D

- ・ 児童手当認定請求書

E

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書（支給対象児童のうち住民票が川南町にない児童分について記入）

※手続きには**両親のマイナンバー・保険証、振込口座、本人確認書類（免許証等）**が必要です。「監護相当・生計費の負担についての確認書」に疑義が生じた場合は別途書類の提出を求められることがあります。